

島根県立大学 BBS サークル 規約

(名称)

第1条 本団体は、島根県立大学 BBS サークルと称する。

(目的)

第2条 本団体は、子どもとの遊びや勉強を通じて、子どもの健全育成を支援するボランティアを行うことを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月末日に終了するものとする。なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会計)

第4条 会費は、一人当たり年額 1200 円とし、新年度 4 月中に徴収することとする。但し、年度途中に加入したものは入会後 1 か月以内に納入することとする。

(役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は 1 年とし、年度当初に開催する定例会議において改選する。但し、再任を妨げない。

- 1) 部長 1 名 ……本団体の代表者
- 2) 副部長 3 名 ……部長を補佐し、部長に事故ある時若しくは不在の時にはその役職を代行する。
- 3) 会計 1 名 ……会計事務を処理する。

(決議)

第6条 本規約の定めにない事項については全部員の 2/3 の賛成により決する。

(改廃)

第7条 本規約は、全部員の 2/3 の賛成により改廃される。

附則

この規約は、平成 14 年 6 月 13 日から施行する。

この規約は、一部を改訂し、平成 27 年 4 月 27 日から適用する。